

通 所 介 護
重要事項説明書 1

利用者名 _____ 様

ケアージュ富田

株式会社 医光ケア

重 要 事 項 説 明 内 容

1 目的

株式会社医光ケアが開設する「ケアージュ富田」（以下「事業所」という。）の生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員（以下「通所介護職員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とします。

2 運営の方針

指定通所介護の運営方針は、次のとおりとします。

- (1) 要介護状態になった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 ケアージュ富田
- (2) 所 在 地 宮城県仙台市太白区富田字上野東 16-1

4 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の種類、員数及び業務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者・・・常勤職員 1 名以上（生活相談員・介護職員・有料老人ホーム
「ケアージュ富田」管理者と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自ら指定通所介護の提供に当たります。

- (2) 生活相談員・・・常勤職員 3 名以上(管理者 1 名・介護職員が有料老人ホーム
「ケアージュ富田」の介護職員名と兼務)

生活相談員は、利用者の心身の状態を把握するとともに、生活全般に関しての相談、指導、助言及び指定通所介護計画書の作成を行い、利用者又は家族に対しその内容等について説明を行います。

- (3) 看護職員・・・・・・非常勤 1 名以上（機能訓練指導員・介護職員と兼務）

看護職員は、利用者の時間帯に応じ医療全般に関しての相談、薬、健康管理等の指導を行うものとする。

- (4) 介護職員・・・・・・常勤職員 8 名以上（管理者 1 名・介護職人 7 名が有料老人ホーム
「ケアージュ富田」の介護職員名と兼務）

通所介護職員は、指定通所介護の提供に当たります。

(5)機能訓練指導員・・・非常勤1名以上（看護師・介護職員と兼務）

機能訓練指導員は入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

5 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日・・・月曜日から日曜日まで（祝日も含む）
- (2) 営業時間・・・午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) サービス提供時間・・・午前8時40分から午後5時20分まで

6 利用定員

事業所の利用定員は、44名とします。

7 通所介護の内容

通所介護の内容は、次のとおりとします。

- (1) 排泄、食事、入浴等の介護。
- (2) 健康状態の確認、日常生活上のお世話及び機能訓練。
- (3) 生活に関する相談及び助言。
- (4) 利用者の居宅と事業所までの間の送迎。

8 利用料金等

指定通所介護を提供した場合、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。なお、指定通所介護が法定代理受理サービスである場合に利用者が支払う額は、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証、(1割又は2割又は3割に記載された)自己負担割合に応じた額となります。

(1) 利用料金は、下記のとおりです。

ア 通所介護（通常規模型通所介護）

サービス利用料金（1回あたり）

通所介護【通常規模型】

サービス提供時間	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
8時間以上9時間未満	669 単位	6,870円	791 単位	8,123円	915 単位	9,397円	1041 単位	10,691円	1168 単位	11,995円
7時間以上8時間未満	658 単位	6,757円	777 単位	7,979円	900 単位	9,243円	1023 単位	10,506円	1148 単位	11,789円
6時間以上7時間未満	584 単位	5,997円	689 単位	7,076円	796 単位	8,174円	901 単位	9,253円	1008 単位	10,352円
5時間以上6時間未満	570 単位	5,853円	673 単位	6,911円	777 単位	7,979円	880 単位	9,037円	984 単位	10,105円
4時間以上5時間未満	388 単位	3,984円	444 単位	4,559円	502 単位	5,155円	560 単位	5,751円	617 単位	6,336円
3時間以上4時間未満	370 単位	3,799円	423 単位	4,344円	479 単位	4,919円	533 単位	5,473円	588 単位	6,038円
2時間以上3時間未満	272 単位	2,793円	311 単位	3,193円	351 単位	3,604円	392 単位	4,025円	432 単位	4,436円

※具体的なサービス提供時間は、居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。

※1単位 10.27円として計算しています。（仙台市地域区分6級地）

通所介護【通常規模型】

利用者負担額

利用者負担額【1割負担】

サービス提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上9時間未満	¥687	¥813	¥940	¥1,070	¥1,200
7時間以上8時間未満	¥676	¥798	¥925	¥1,051	¥1,179
6時間以上7時間未満	¥600	¥708	¥818	¥926	¥1,036
5時間以上6時間未満	¥586	¥692	¥798	¥904	¥1,011
4時間以上5時間未満	¥399	¥456	¥516	¥576	¥634
3時間以上4時間未満	¥380	¥435	¥492	¥548	¥604
2時間以上3時間未満	¥280	¥320	¥361	¥403	¥444

利用者負担額【2割負担】

サービス提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上9時間未満	¥1,374	¥1,625	¥1,880	¥2,139	¥2,399
7時間以上8時間未満	¥1,352	¥1,596	¥1,849	¥2,102	¥2,358
6時間以上7時間未満	¥1,200	¥1,416	¥1,635	¥1,851	¥2,071
5時間以上6時間未満	¥1,171	¥1,383	¥1,596	¥1,808	¥2,021
4時間以上5時間未満	¥797	¥912	¥1,031	¥1,151	¥1,268
3時間以上4時間未満	¥760	¥869	¥984	¥1,095	¥1,208
2時間以上3時間未満	¥559	¥639	¥721	¥805	¥888

利用者負担額【3割負担】

サービス提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上9時間未満	¥2,061	¥2,437	¥2,820	¥3,208	¥3,599
7時間以上8時間未満	¥2,028	¥2,394	¥2,773	¥3,152	¥3,537
6時間以上7時間未満	¥1,800	¥2,123	¥2,453	¥2,776	¥3,106
5時間以上6時間未満	¥1,756	¥2,074	¥2,394	¥2,712	¥3,032
4時間以上5時間未満	¥1,196	¥1,368	¥1,547	¥1,726	¥1,901
3時間以上4時間未満	¥1,140	¥1,304	¥1,476	¥1,642	¥1,812
2時間以上3時間未満	¥838	¥958	¥1,082	¥1,208	¥1,331

※具体的なサービス提供時間は、居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。

※1単位 10.27円として計算しています。(仙台市地域区分6級地)

イ 加算等

利用者負担 1 割が①、2 割が②、3 割が③の金額です。 (1 日の利用者負担額)

入浴介助加算 (1 日) 40 単位	410 円	①41 円	②82 円	③123 円
--------------------	-------	-------	-------	--------

ウ 減算等

利用者負担 1 割が①、2 割が②、3 割が③の金額です。 (1 日の利用者負担減額)

同一建物に居住する利用者への減算	△ 965 円	①97 円	②193 円	③290 円
送迎減算	△ 482 円	①49 円	②97 円	③145 円

(2) その他として、次の費用を実費徴収致します。

食事の提供に要する費用 (食材費等含む)	1 食	650 円
おやつ代	1 食	200 円
オムツ代	実 費	
季節行事費 (希望に応じ)	実 費	

(3) 利用者は、事業所に対し、いつでもサービス実施に関する記録の閲覧、写しを求めることができます。写しを求める場合、事業者は写しの実費相当額として 1 枚 10 円を徴収いたします。その他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる実費を徴収致します。

(4) 利用費用等の支払い方法

①銀行振り込みの場合の振込先

☆仙台銀行 長町南支店 (普通) 0073696

口座名義 株式会社医光ケア 代表取締役 若林 正人

※お振込手数料は利用者様ご負担にてお願い致します。

②利用者指定口座より自動振替

月末締め翌月 27 日引落としとさせていただきます。

9 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は、仙台市とする。(その他地域については応相談)

10 指定通所介護利用に当たっての留意事項

指定通所介護利用に当たっては、次の事項について留意願います。

- (1) 体調が思わしくない場合、家族又は本人が速やかに申し出て下さい。
- (2) 体調が不良にて利用を休止する場合、事前に家族又は本人が事業所に連絡を入れて下さい。
- (3) 指定通所介護を利用する場合、必要以上の金銭、貴重品は持参しないで下さい。
- (4) 持ち物にはすべて名前を明記して下さい。(油性マジック、刺繍糸、別布を使用して消えないようにして下さい。)
- (5) 同姓の方がいる場合もあるので、フルネームやマークを入れて下さい。

11 緊急時等における対応方法

指定通所介護職員は、介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

12 事故発生時における対応

事故発生時における対応については、次のとおりとします。

- (1) 指定通所介護職員のサービス提供により事故が発生し管理者が状況を把握し連絡が必要と判断した場合は仙台市介護事業支援課居宅サービス指導係、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録しておきます。
- (3) サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。

13 損害賠償

事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償致します。ただし、利用者に故意又は重大な過失及び自らに帰する責任が認められた場合には、事業者としての責任を負わないものとします。

14 非常災害対策

非常災害時は、次のとおりとします。

- (1) 常時、非常時における責任者を定めております。(夜間時も含む。)
- (2) 常時、非常時における連絡系統並びに避難場所を定めております。(消防法第8条第1項により、消防計画書を作成する。)
- (3) 避難訓練は6ヶ月ごとに実施することにしております。
- (4) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な事項についての通報、連携体制について定期的に従業員に周知するものとします。

15 秘密の保持及び情報の提供

秘密の保持及び情報の提供に当たっては、次の事項について留意します。

- (1) サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険が生じた場合等、正当な理由がある場合を除いては、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。ただし、あらかじめ文書により本人及び家族の同意を得た場合には、同項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- (2) 利用者により良いサービスを提供するため、サービス担当者会議等や主治医並びに市町村に対し、利用者及びその家族、利用者代理人等に関する個人情報等の提供を行うことがあります。
- (3) 第三者評価は実施無し。

16 苦情相談等に対する措置

苦情相談等に対する措置については、次のとおりとします。

- (1) 利用者からの相談又は苦情に対する常設の窓口（連絡先）、苦情受付責任者及び苦情解決責任者を配置しております。
 - ・ 名 称 : 事業所名 ケアージュ富田
 - ・ 所 在 地 : 宮城県仙台市太白区富田字上野東 16-1
 - ・ 受付日時 : 月曜日から日曜日（祝日を含む）の午前 8 時 30 時から午後 5 時 30 分
 - ・ まで（祝日を含む）
 - ・ 苦情受付担当者 : 永沼 由紀
 - ・ 苦情解決責任者 : 尾崎 和輝
 - ・ 電 話 : 022-797-7245
- (2) 処理体制、手順
 - ・ サービス等に対し、苦情相談等がありましたら電話及び文書でも結構ですので、いつでもお寄せ下さい。
 - ・ 苦情等に関しては、その内容について検討会議を開催するなどの措置を行い、必ず利用者等へ具体的に回答することを定め、再発防止を図るものとします。
- (3) その他の苦情相談窓口
 - ア 名 称 : 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口
 - 所 在 地 : 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 3 号
 - 受付時間 : 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 4 時まで
 - 休日及び 12 月 29 日から翌 1 月 3 日までを除く
 - 電話番号 : 022-222-7700（苦情相談専用）
 - イ 名 称 : 仙台市役所健康福祉局 介護事業支援課居宅サービス指導係
 - 所 在 地 : 〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号
 - 受付時間 : 月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - 休日及び 12 月 29 日から翌 1 月 3 日までを除く
 - 電話番号 : 022-214-8192

住所地の加入している市町村介護保険担当窓口

ウ名 称：仙台市

所在地：〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

受付時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで

休日及び12月29日から翌1月3日までを除く

電話番号：青葉市役所 介護保険課 介護保険係 022-225-7211(代)

：宮城野区役所 介護保険課 介護保険係 022-291-2111(代)

：若林区役所 介護保険課 介護保険係 022-282-1111(代)

：太白区役所 介護保険課 介護保険係 022-247-1111(代)

：泉区役所 介護保険課 介護保険係 022-372-3111(代)

(4) 処理体制、手順

- ・ サービス等に対し、苦情相談等がありましたら電話及び文書でも結構ですので、いつでもお寄せ下さい。
- ・ 苦情等に関しては、その内容について検討会議を開催するなどの措置を行い、必ず利用者等へ具体的に回答することを定め、再発防止を図るものとします。

17 その他

サービス利用の変更・追加については、事業所の稼動状況により利用者及び家族等の希望を考慮し、サービスを提供するように致します。

前記のとおり説明をするとともに、本書面を交付致しました。

説明者 (所 属) ケアージュ富田
(職 名)
(氏 名) ⑩

前記のとおり説明を受け同意の上、本書面を受領致しました。

令和 年 月 日

利用者

(住 所)
(氏 名)

⑩

代理人 (代理人を選任した場合)

(住 所)
(氏 名)

⑩

(続柄:)